

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により令和 6 年 1 月 26 日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

随時監査の結果

令和6年2月29日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査
(同条第5項に基づく随時監査として実施)

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

- ① 岐阜農林高等学校
- ② 飛騨高山高等学校
- ③ 岐阜清流高等特別支援学校

(3) 対象事務

生産物の出納管理

<主な監査項目>

- ・生産物受払野帳、生産物出納簿等の整理
- ・取得、処分に伴う出納管理、手続
- ・売却に伴う歳入の調定手続

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確に行われているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、事務局書記による予備監査を実地で行い、その後、監査委員による監査を書面で行った。なお、予備監査については、不正・不祥事の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて実施した。

- 事務局書記による予備監査 : 令和5年11月7日(火)((2) - ②の機関)
: 令和5年11月17日(金)((2) - ①③の機関)
監査委員による監査(書面) : 令和6年1月26日(金)

5 監査の結果

上記により監査したところ、下の表のとおり岐阜農林高等学校、飛騨高山高等学校、岐阜清流高等特別支援学校においてそれぞれ1件の指導事項が見受けられたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

機関名	区分	内容
岐阜農林高等学校	指導事項	生産物の売却等の専行処分において、現金売りが実施されているにもかかわらず、部門別現金出納簿が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛騨高山高等学校	指導事項	生産物の管理事務において、イチゴジャムを取得又は処分したにもかかわらず、生産物野帳及び生産物出納簿に記載されていないものが散見され、その出納状況が両帳簿に正しく記載されていなかったため、速やかに措置するとともに、生

		産物の出納手続の管理を徹底し今後は適正に処理されたい。
岐阜清流高等特別支援学校	指導事項	生産物の管理事務において、菓子パン等を取得又は処分したにもかかわらず、作業製品品目別野帳及び作業製品出納簿に記載されていないものが散見され、その出納状況が両帳簿に正しく記載されていなかったため、速やかに措置するとともに、生産物の出納手続の管理を徹底し今後は適正に処理されたい。

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項